

別紙 13 地鶏等生産振興推進事業

第 1 事業の実施方針

本事業では、輸入鶏肉との差別化を図りつつ、国産鶏肉の海外輸出にも取り組んでいくために、優れた地鶏の組み合わせを見出すことを目的として、素材鶏及び地鶏の共同評価を行う取組への支援を行い、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤強化を図ることとする。

第 2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 素材鶏及び地鶏の共同評価を行う取組

各地域での地鶏生産の振興を図るため、都道府県や地鶏生産組合が共同で素材鶏と地鶏の組合せ検定結果の客観的な評価を行うために必要となる素材鶏等の導入、組合せ検定による能力調査、地鶏肉の肉質評価を実施する。

(2) 評価検討会議の開催

共同評価の事業計画や進捗状況を基に、より効果的な検定結果が得られるよう有識者等からの助言を得るための会議を開催する。

2 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、以下の(1)及び(2)に掲げる取組ごとに、それぞれ、(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 1 (1) の取組

素材鶏の共同評価を行う取組に係る導入費（種卵、ひな、種鶏）、データ収集等資材費（データ収集に必要な体重測定用機材、飼料、医薬品、消耗品に限る。）、肉質分析経費、官能評価経費、旅費、賃金等

(2) 1 (2) の取組

評価検討会議の開催に係る経費であって、会場借料、委員謝金、委員旅費、資料印刷費、通信運搬費等とする。

3 補助要件

本事業による補助は、事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組である場合に行うこととする。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる場合にあっては、それぞれ、(1)及び(2)に定める要件を満たすことを要するものとする。

(1) 事業実施主体が本要綱別表 1 の 13 の事業実施主体欄に定める協議会である場合

協議会が、都道府県（試験研究機関を含む。）、地鶏等生産組合、農業協同組合、民間企業等により構成され、かつ、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められていること

(2) 1 (2) の評価検討会議の開催の事業

評価検討会議の開催場所や内容等について、1 (1) 及び (2) のそれぞれの事業実施主体が連携して協議すること

4 成果目標の設定

事業実施主体は、以下に定めるところにより成果目標を設定することとする。

- (1) 成果目標は、共同で改良を進める素材鶏及び地鶏の能力が、現行より体重の場合は3%、産卵の場合は1%向上することとする。また、共同で改良を進める地鶏については、これに加え、現行または類似する地鶏等の能力より改善が見られることとする。

- (2) 目標年度

- 1 (1)の素材鶏及び地鶏の共同評価を行う取組については、目標年度を西暦2020年度とする。

5 募集方法等

本事業の募集は、生産局長が別に定める公募要領によることとする。

6 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 波及性

- ア 事業内容は、優れた地鶏の組み合わせを見出す事業効果が期待できるか。

- イ 事業内容は、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤強化を図りたいという社会的ニーズに応えており、事後評価手法は具体性があるか。

- ウ 共同評価の実施計画において、素材鶏や組合せ鶏の検定内容に能力調査の内容が含まれているか。

- エ 共同評価の実施計画において、素材鶏や組合せ鶏の検定内容に地鶏肉質評価調査の内容が含まれているか。

- オ 共同評価の実施計画において、素材鶏や組合せ鶏の能力向上が見込まれ、共同評価が他の地域の地鶏開発にも波及する内容が含まれているか。

- (2) 実効性

- ア 事業内容に継続性があり、各地域での地鶏生産の振興を図る事業効果が期待できるか。

- イ 評価検討会議の委員に地鶏等の育種改良に関する学識経験者が含まれているか。

- ウ 評価検討会議の委員に地鶏等の飼養に関する経験がある者（生産者等）が含まれているか。

- エ 評価検討会議の委員に地鶏等の流通に関する経験がある者（流通業者等）が含まれているか。

- オ 評価検討会議の委員に地鶏等の消費に関する経験がある者（消費者団体等）が含まれているか。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1に基づき、別添1-1又は別添1-2により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認・手続

- (1) 事業実施主体は、別添 1 により事業実施計画承認申請書を作成し、生産局長に提出して、その承認を得るものとする。
- (2) 生産局長は、第 2 の 3 に定める補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
- (3) 生産局長は、(2) により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。
- (4) 生産局長が別に定める公募要領により選出された補助金等交付候補者については、生産局長は、事業実施計画の承認を得たものとみなすものとする。

第 4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 2 により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 に基づき、第 2 の 1 (1) の取組にあっては目標年度の翌年度 7 月末まで、第 2 の 1 (2) の取組にあっては事業実施年度の翌年度 7 月末までに別添 3 により成果報告書を作成し、自己評価を行ったうえで、生産局長に報告するものとする。
- (2) 生産局長は、事業実施主体から (1) の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、第 2 の 1 (1) の取組は別添 4、第 2 の 1 (2) の取組は別添 5 に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第 5 その他

1 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組
- (2) その成果を公共の用に供すことを制限する取組

2 事業実施主体は、本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、鶏に関する各種会議、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を報告するものとする。